

# 里塚及び手稲平和霊園交通誘導及び里塚斎場特別警備業務 仕様書

## 1. 業務履行場所

里塚霊園	札幌市清田区里塚 468 番地	電話 881-2110
里塚斎場	札幌市清田区里塚 506 番地	電話 883-1561
手稲平和霊園	札幌市西 区平和 387 番地	電話 663-2172

## 2. 業務履行期間

- ア 里塚霊園：令和3年8月12日（木）～8月16日（月）
- イ 里塚斎場：令和3年8月12日（木）～8月14日（土）、8月16日（月）
- ウ 手稲平和霊園：令和3年8月12日（木）～8月15日（日）

## 3. 業務履行時間

期間中の午前7時45分から午後4時15分まで。

## 4. 一方通行等規制時間

- ア 里塚霊園：上記2業務履行期間中の午前8時00分から午後4時00分まで。
- イ 手稲平和霊園：令和3年8月12日（木）から同月15日（日）の終日。

## 5. 主な交通規制・警備内容

- ア 里塚霊園 業務履行時間帯のみ実施する園内一部道路の一方通行等の時間規制及び期間中終日実施している一部道路の駐車禁止規制。
- イ 手稲平和霊園 8月12日～8月15日に終日実施する園内道路の一方通行規制及び一部道路の駐車禁止規制。
- ウ 里塚斎場 警備員は、別紙1に示した場所に待機し、火葬目的以外の来場者に声掛けを行い、入場を規制する。また、③、④においては会葬者送迎バス乗降所への一般車両に対する進入禁止指示も同時に行うこと。

## 6. 業務内容

受託者は、上記1～5を踏まえたうえで、委託者が指定する箇所に交通誘導員・警備員を配置し、墓参車両等の安全かつ円滑な通行を確保する。

- ア 交通誘導員・特別警備員の配置場所は、別紙2のとおり、里塚霊園は20箇所、手稲平和霊園は3箇所、里塚斎場は4箇所とする。
- イ 交通誘導員・警備員等が配置場所を離れるときは、必ず交替要員を配置し、空白時間のないよう連続して業務に当たること。
- ウ 業務履行に当たり、事前に交通誘導員・警備員の配置場所の状況及び霊園内施設との位置関係並びに交通規制内容を掌握し、墓参者からの軽微な問い合わせに対しての誘導、案内、警備を実践すること。

エ 時間規制を実施する里塚霊園においては、業務主任と事前に十分な打ち合わせを行い、受託者自ら社内勉強会等を実施するなどして、業務内容に遺漏のないよう特に努めること。

オ 常に安全かつ円滑な交通・警備の確保に努めるとともに、墓参者等歩行者及び斎場利用者の保護を優先するよう細心の注意を払うこと。

## 7. 業務主任

委託者は、受託者の業務履行のために必要な連絡指導等を行う業務主任等を定め、受託者に対し別に通知するものとする。

## 8. 現場主任の選任

受託者は、業務履行中の交通誘導員・警備員等の指導、監督及び業務主任との連絡又は協議のため、現場主任を里塚及び手稲平和霊園にそれぞれ1名選任し、委託者に報告すること。

## 9. 従事する交通誘導員等の条件

当該業務に従事する交通誘導員等は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を里塚及び手稲平和霊園にそれぞれ1名以上配置すること。

また、当該業務に従事する者全員、受託者が定める制服、制帽及び腕章等を着用すること。

## 10. 注意事項

ア 現場主任は、車両通行量等の現場状況を的確に把握し、交通誘導員等に適切な指示を行うとともに、業務主任等との連絡を密にすること。

イ 業務履行中は細心の注意を払い、墓参者及び斎場利用者等の安全確保に努めるほか、自らの安全に対する心構えも怠らないこと。

(1) 臨時の交通規制に従わない者があっても深追いしないこと。

(2) 注意に従わない者に対しては、必要以上に迫らないこと。

(3) 高圧的な威嚇などで身の危険を感じた場合は、直ちに警察に通報すること。

ウ 業務履行中に受けた相談又は通報等で必要がある場合は、現場主任を通じて業務主任等に引き継ぐこと。

エ 業務の遂行にあたり、委託者及び第三者に対する事故防止を徹底し、同者に損害を与えた場合は、その損害を含む事故等の一切の責任を負うこと。

オ 本業務の履行にあたり、火葬目的以外の来場者への入場規制を行う際には、来場者に配慮し、適切な態度、言葉使い等により説明を行うこと。

カ 業務上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。

## 11. 業務完了届

受託者は、当該業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務日誌により委託者

に報告すること。

## 12. 環境への配慮

当該業務の履行に当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 交通誘導員・警備員等の人員輸送は、なるべく公共交通機関の利用に努め、また、自動車等を使用する場合は、乗り合わせを行うなど必要最低限にとどめること。

イ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

## 13. 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行に当たり道路交通法並びにその他関係諸法令等を遵守するとともに、受託者の責任において必要な手続きを取ること。

また、委託者の墓地運営管理に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

## 14. その他

ア 臨時の交通規制に伴い、委託者が設置する看板及び交通誘導員等の配置に係る道路占用許可については、委託者がこれを申請することとする。

イ 業務上必要なその他の看板等がある場合は、業務主任に報告のうえ許可を得ることとし、必要がある場合は、道路占用許可等の申請をすること。

ウ 業務内容に疑義が生じた場合若しくは当該仕様書に定めがない事項又はその他業務上必要な事項については、委託者受託者双方で協議のうえこれを決定するものとする。